

第42号議案

中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正手続について

上記の議案を提出します。

令和5年（2023年）8月18日

提出者 中野区教育委員会教育長 入野 貴美子

（提案理由）

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の改正に伴い、介護補償の額を改めるとともに、休業補償に係る規定を整備する必要がある。

中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年中野区条例第17号）の一部を次のように改正する。

第7条ただし書中「次に掲げる」を「刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている」に改め、「、又は収容され」を削り、同条各号を削る。

第11条第2項第1号中「171,650円」を「172,550円」に改め、同項第2号中「75,290円」を「77,890円」に改め、同項第3号中「85,780円」を「86,280円」に改め、同項第4号中「37,600円」を「38,900円」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）第11条第2項の規定は、令和5年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

- 3 新条例第11条第2項の規定は、適用日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前

日までの間において、この条例による改正前の中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例第11条第2項の規定により介護補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、新条例の規定に基づく介護補償の内払とみなす。